

健康

接種を希望する人は早めの予約・問い合わせ
 新型コロナウイルスについてお知らせします

現在、市で行っている新型コロナワクチン接種は以下のとおりです。

初回接種（1・2回目）

年齢	ワクチンの種類	接種方法	接種券の送付状況	予約方法
5～11歳	小児用ファイザー	集団接種	対象者には送付済み、5月以降に5歳になる子どもには順次送付予定	Webまたは電話
12歳以上	ファイザー	5月まで個別接種、6月から集団接種を実施予定	送付済み	健康推進課に電話

追加接種（3回目）

年齢	ワクチンの種類	接種方法	接種券の送付状況	予約方法
12～17歳	ファイザー	個別接種	2回目接種から6カ月経過した人に順次送付	Webまたは電話（接種券が届き次第予約可能）
18歳以上	ファイザー	個別接種		
		モデルナ	集団接種（おおむね5月20日㊦で終了）	

予約方法

接種券が届き次第、予約をすることができます。

[Web予約] 新型コロナワクチン接種予約サイト(24時間受付)

<https://vaccines.sciseed.jp/makinohara>

*市LINE公式アカウントからもアクセスできます。

[電話予約] 牧之原市新型コロナワクチン予約相談センター

☎ 050-5210-8729（平日午前8時15分～午後5時）

*つながりにくい時は、時間や日を改めておかけ直してください。



予約サイト

牧之原市に転入してきた人へ

前住所で交付された接種券は使えません。また、過去の接種履歴は本市にないため、接種希望の人は手続きが必要です（追加接種の接種券は、手続きがないと送付されません）。

【申請方法】

健康推進課の窓口へ直接申請してください。

【申請に必要な書類】

- ▶ 接種券発行申請書
- ▶ 次のいずれかの書類の写し（ない人は、マイナンバーカードを持参してください）
 新型コロナワクチン接種済み証／接種記録書／接種証明書（ワクチンパスポート）／
 転入前の自治体で発行された接種券

牧之原市から転出する人へ

牧之原市が発行した接種券は使えません。転出先の自治体での発行が必要になります。必要に応じて、転出先のワクチン接種担当部署へお問い合わせください。

4回目接種について

市では、4回目接種の準備を進めています。今後、国の方針が決まり次第、市ホームページなどでご案内します。

問い合わせ 健康推進課 ☎ (23) 0024

議会

2月24日から3月24日までの会期
市議会2月定例会の主な内容をお知らせします

問い合わせ 総務課 瀧口恵 ☎ (23) 0050

令和3年度一般会計補正予算（第12号）

令和3年度の12回目の補正で、7億7532万5千円を増額し、補正後の総額を220億2610万4千円としました。

今回の補正予算では、国の補正予算により前倒しとなるため池の耐震診断業務や橋りょう改修工事などの経費の計上、利用者などの増加による障害者自立支援給付費の増額、各事業の決算見込みから生じる不用額や市税等の決算見込み、繰越金などの未計上額を財政調整基金等へ繰り戻す（積み立てる）ための予算措置などを行いました。

令和4年度一般会計予算

令和4年度一般会計の歳入歳出予算は208億4千万円で、前年度比15億6千万円、率にして8・1%の増となり、2年ぶりに200億円を上回る、積極型の予算となりました。

令和3年度一般会計補正予算（第13号）

第2次総合計画後期基本計画の総仕上げとなるため、引き続き、戦略プロジェクトに基づき、持続性のあるまちづくりを進め、行政と民間の連携のもと、民間の稼ぐ知恵を活かし、市民総がかり・総活躍で施策を展開できるように予算を編成しました。

令和3年度の13回目の補正で、1億2730万円を増額し、補正後の総額を218億9880万4千円としました。
 今回の補正予算では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の経費のうち、令和4年度に交付決定される額を減額するための予算措置を行いました。

令和4年度一般会計補正予算（第1号）

令和4年度の1回目の補正で、1億2730万円を増額

し、補正後の総額を209億6730万円としました。
 今回の補正予算では、令和3年度の13回目の補正予算で減額した令和4年度に交付決定される住民税非課税世帯等臨時特別給付金の経費を増額するための予算措置を行いました。

この他、▼特別会計に関する3年度補正予算▼特別会計及び水道事業会計に関する4年度予算▼人権擁護委員の候補者の推薦について▼相良地区放射線防護施設等造成工事請負契約の一部変更について▼相良地区放射線防護施設建設工事請負契約の一部変更について▼牧之原市犯罪被害者等支援条例の制定について▼牧之原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例▼牧之原市原子力防災センター条例の一部を改正する条例▼牧之原市健康保険条例の一部を改正する条例▼牧之原市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例▼牧之原市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例▼市道路線の廃止及び認定▼副市長の選任について―などが、可決されました。

募集

令和5年度4月採用 市職員募集
 問い合わせ 総務課 石神真由美 ☎ (23) 0051

牧之原市の未来のために働く市の職員を募集します。

募集職種・人数

- 【一般募集】
- ① 一般事務（大卒） 10人程度
 - ② 一般事務（短大・専門学校卒） 若干名
 - ③ 一般事務（高校生） 若干名
 - ④ 土木（短大・専門学校卒以上） 若干名
 - ⑤ 保健師 若干名
 - ⑥ 社会福祉士 若干名
 - ⑦ 土木 若干名
 - ⑧ 保健師 若干名

募集期間

5月23日㊦～6月17日㊦
 ＊③のみ、7月1日㊦～29日㊦

募集内容、申込方法、試験案内などの詳細は、市ホームページで公開しています。



子育て支援センター

子育て支援センターは、子育て中の親子が気軽に集うことができ、悩みや情報交換ができる交流の場です。子どもとゆったり過ごしたいとき、同じように子育てしている人と話してみたいとき、子育てに少し疲れてしまったとき、リフレッシュしたいときなど、親子で遊びに来てください。ブックスタート、ベビーマッサージ、親子体操などの楽しい行事や食育講座や救急法などの子育てに関するセミナーを開催しています。また、子育ての悩みや相談にも応じています。

【所在地・問い合わせ】

- ▶ 子育て支援センター榛原（総合健康福祉センターさざんか内） ☎②0174
- ▶ 子育て支援センター相良（相良総合センターい〜ら内） ☎080(2625)8332 または ☎⑤5808

【対象者】

0歳から2歳11カ月までの未就園児とその保護者

【利用時間】

月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）午前9時30分～午前11時30分、午後1時30分～午後3時30分
 ＊開館前後に消毒作業を実施しているため、通常の開館時間と異なります

また、市内には他にも、市の委託運営や認定こども園が運営する子育て支援センターがあります。
 詳しくは、各センターにお問い合わせください。

【所在地・問い合わせ】

- ▶ 子育て支援センターみらいえ（片浜1210番地 カタショー・ワンラボ内） ☎③3180
- ▶ 認定こども園みのり幼稚園子育て支援センター（細江812番地2 認定こども園みのり幼稚園内） ☎②0606

児童館

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、健全な遊びや異年齢の子どもたちの交流を通じて、子どもの生活の安定と成長発達を支援する地域の拠点となる施設です。少しですが屋外遊具などもあり、小学生に対し各種教室や未就園児対象の親子教室も開催しています。子どもの安全な居場所・遊び場としてぜひご利用ください。

【所在地・問い合わせ】

- ▶ 榛原児童館（静波1487番地2） ☎②6975
- ▶ 相良児童館（波津572番地2） ☎⑤1535

【対象者】

乳幼児とその保護者、小・中学生、高校生

【開館時間】

午前9時30分～午前11時30分、午後2時～午後4時
 ＊開館前後に消毒作業を実施しているため、通常の開館時間と異なります

【休館日】

毎週月曜日、火曜日の午前中、祝日、第3日曜日（家庭の日）、年末年始



子育て支援センター榛原



子育て支援センター相良



榛原児童館



相良児童館

子育て

子育ての悩みや相談も受け付けています
子育て支援センター・児童館に遊びに来てください

問い合わせ 子育て支援センター・児童館に遊びに来てください
 こどもセンター 田中ちとせ ☎(23) 0083

65歳以上の年金所得のある皆さん

65歳になると、個人住民税を納付する義務がある人については、公的年金から住民税の引き去りが始まります。
 年金所得分の住民税は、年金から引き去りが行われますが、年金所得以外に給与や事業所得がある人は、今まで通り給与からの引き去りや口座振替、納付書による納付となります。

①令和4年4月1日現在65歳の人

本年10月に支給される年金から年金所得分の住民税の引き去り

②令和4年4月1日現在66歳以上の人

前年に引き続き、本年4月に支給される年金分から年金所得分の住民税の引き去り

年金引き去りの例

令和4年4月1日現在65歳の人で、令和4年度の公的年金の住民税年税額が6万円の場合

納付方法	年金からの引き去り				
	6月	8月	10月	12月	2月
納期	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
割合	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

*割合＝年税額に対する割合。

令和4年4月1日現在66歳以上の人で、令和3年度の公的年金の住民税年税額が6万円かつ令和4年度の公的年金の住民税年税額が63,000円の場合

納付方法	年金からの引き去り				
	4月	6月	8月	10月	12月
納期	4月	6月	8月	10月	12月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円
	(前年度年税額÷2)÷3		(年税額-(4・6・8月分))÷3		

■公的年金から住民税の引き去りを行わない人は？

①4月1日現在65歳になっていない人、②年金収入はあるものの年金所得が発生しない人、③介護保険料が年金から引き去りされていない人

■公的年金から住民税の引き去りが中止になる人は？

①令和4年12月10日以降に公的年金所得に修正があった人、②令和4年1月1日から令和4年3月31日までに牧之原市から転出された人、③亡くなられた人、④介護保険料の引き去りが中止となった人

税金

年金所得のある65歳以上の皆さんへ
公的年金からの住民税の引き去り（特別徴収）制度
 問い合わせ 税務課 池ヶ谷佳奈 ☎(23) 0035

福祉

住民目線で寄り添う「市民後見人」になってみませんか
「市民後見人養成講座」受講者を募集します
 問い合わせ 社会福祉課 寺田実央 ☎(23) 0078

一人暮らしの高齢者や障がい者が増える中、成年後見制度の需要は高まっています。市では、同じ住民の立場でその人に寄り添い、支援を行う「市民後見人」を育成するため、市民後見人養成講座を実施します。
 これに先立ち、次のとおり事前説明会を開催します。事前説明会への参加は、養成講座を受講するための要件になりますので、養成講座の受講を希望する人は、必ずご参加ください。

日時	7月4日(日) 午後2時～ *新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、日程が変更になる可能性があります。
会場	総合健康福祉センターさざんか 2階会議室
対象	▶おおよそ30歳～70歳の人で、心身ともに健康である人▶牧之原市民▶原則として、指定した全ての講座を受講することが可能で、市民後見人として活動できる見込みがある人など *詳細はお問い合わせください
申込方法	社会福祉課に電話で申し込んでください。
参加費	無料（講座受講時はテキスト代負担あり）
申込期限	6月27日(日)
その他	「市民後見人養成講座」は、9月～11月の平日午前10時～午後4時の時間で、全11日間の開催を予定しています。

【令和2年度受講生の声】

- 傾聴することや、相手の価値観を尊重することの大切さなど、たくさんのことを学んだ
- 支援をする側と受ける側という区別がないような市民後見人になりたいと思った



令和2年度市民後見人養成講座の様子